

(別添 2)

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援の円滑な運営について

教育支援体制整備事業費交付金要領別紙3に定める「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援」については、実施要領に定めるもののほか、以下によることとしますので、その円滑な実施を図るため、ご了知いただくとともに、関係部局、管内の市町村及び関係機関等への周知方よろしくご配意願いたい。

記

1. 幼稚園教諭免許状取得のための養成施設受講料等に対する補助事業について

(1) 補助の対象となる経費

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状資格取得のうち、幼稚園教諭免許状取得のための養成施設受講料等に対する補助事業（以下「受講料等補助事業」という。）の対象となる経費は、①に掲げる施設に勤務する者であって、②に掲げる要件を満たす者の幼稚園教諭免許取得に係る受講料や教材費等の経費（以下「対象経費」とする。）とする。

ただし、これらの要件を満たすものとして本事業の実施主体である都道府県、指定都市又は中核市（以下「実施主体」という。）の確認を受けた施設のうち、その後、実施主体から対象経費の支払いを受けるまでの間に、これらの要件を満たさなくなった施設については、対象とはならないことに留意すること。

① 対象施設

対象となる施設は認定こども園及び認定こども園への移行を予定している幼稚園、保育所等の施設（以下「認定こども園等」という。）

② 対象者

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 認定こども園等に勤務している者であること。

イ 保育士資格を有し、保育士登録をされている者であって、幼稚園教諭免許状を有しない者であること。

ウ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「認定こども園法等関係整備法」という。）により改正された教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第19項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度（以下「特例制度」という。）の対象要件を原則満たす者であること。（特例制度の対象要件については、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について（通知）（平成25年8月8日文部科学省初等中等教育局長通知）」を参照のこと。）

エ 原則として、交付年度中に大学において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始し、必要科目を全て修得すること。また、科目の修得後、上記の教育職員免許法附則第19項により、幼稚園教諭免許状を取得すること。

なお、雇用保険制度の教育訓練給付等、養成施設受講料等補助事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象にならないことに留意すること。

(2) 受講に当たっての留意事項

- （1）の②のア～ウに掲げる要件を満たす者は、大学において、特例制度に基づき、必要な科目の受講及び修得をすることにより幼稚園教諭免許状を取得する。
なお、過去に幼稚園教諭養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、その科目を修得することにより幼稚園教諭免許状を取得する場合も本事業の対象とする。
- 受講料等補助事業においては、①大学に入学した日、②大学からの受講許可を得て、科目の受講等を開始した日、③受講申込み時点で入学料等を大学に支払う場合には受講申込日、①～③のいずれか早い日を受講開始の日とする。
- 受講料等補助事業は、認定こども園等における体制整備を促進することを目的としていることを踏まえ、本事業を活用して幼稚園教諭免許状を取得する職員に係る受講料等の大学への支払いについては、原則として、当該職員が勤務する施設が負担することとする。

【参考】文科省 HP：幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm

(3) 申請手続

- 受講料等補助事業による補助を受けようとする認定こども園等は、『保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援実施計画書<受講料等補助事業>』（以下「実施計画書（受講料等補助）」という。別添様式1。）を受講開始日が属する年度中に実施主体に提出しなければならない。
- 実施主体は、実施計画書（受講料補助）の内容を確認し、対象の可否を判断の上、速やかに認定こども園等に通知すること。

なお、実施計画書（受講料等補助）の確認にあたっては、対象となる者が当該認定こども園等に現に勤務していることを確認すること。

- 受講料等補助事業による補助を受けようとする認定こども園等は、対象となる者が、大学において幼稚園教諭免許状取得のための受講を開始した後、速やかに実施主体に対して、当該大学に在学していることが確認できる書類を提出すること。

なお、実施計画書の提出前に受講を開始している場合は、実施計画書（受講料補助）を提出する際に、併せて当該大学に在学していることが確認できる書類を提出すること。

(4) 対象経費の支払いに係る手続

- 免許取得にかかる受講料等は、対象となる者が幼稚園教諭免許状の授与を受け、認定こ

ども園等に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、原則免許取得後1年以上対象施設に勤務すること。

- ・ 対象施設（実施主体による実施計画書（受講料補助）の確認を受けた認定こども園等以下同じ。）は、対象となる者が幼稚園教諭免許状を授与され認定こども園等に勤務することが決定した場合は、実施主体に対し、速やかに保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援完了報告書（以下「完了報告書（受講料補助）」という。別添様式2）及び次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 対象となる者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことと確認できる書類
 - イ 大学の長が発行する対象経費の領収書
 - ウ 幼稚園教諭免許状の写し
 - エ その他都道府県が必要とする書類等
- ・ 実施主体は、完了報告書（受講料補助）及び上記アからエに掲げる書類の内容を確認し、対象経費を支払うこと。
- ・ 受講料等補助事業の対象となる者の幼稚園教諭免許状が当該交付年度内に授与されない場合は、ウの幼稚園教諭免許状の写しに代えて、当該交付年度までに必要科目を全て修得したことを証明する大学の長による証明書の確認をもって、対象経費の支払いを行うことができるものとする。この場合、対象施設は、幼稚園教諭免許状取得後、速やかにその写しを実施主体に提出することとする。

（5）対象経費の算定に当たっての留意事項

対象経費は、対象施設が、対象となる者の幼稚園教諭免許取得のために大学に支払った費用に基づき算定するが、この算定にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 対象経費の対象は、大学の長が領収書をもって証明する大学に対して支払われた入学期又は登録料（受講の開始に際し、大学に納付するもの）、受講料（授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。）を含む。）及び上記経費の消費税とすること。
- ・ 対象経費とならないものは、次の経費とすること。
 - ア その他の検定試験の受講料
 - イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - ウ 補講費
 - エ 大学が定める修業年限を超えて修学した場合に必要となる費用
 - オ 大学が実施する各種行事参加に係る費用
 - カ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
 - キ 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等の購入費等
- ・ 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。
- ・ 入学期及び受講料を一括払いでの支払った場合又は分割払いでの支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として大学の長が証明する額を対象とすること。

- ・ クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。
- ・ 支給申請時点で大学に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。
- ・ 大学の長が発行する領収書については、クレジットカードの利用等により、クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票に大学が必要事項を付記したものを含む。）をもって代えることができる。
- ・ 領収書（又はクレジット契約証明書）には、次の事項が記載されていることを確認すること。
 - ア 「大学の名称」
 - イ 「支払者名」
 - ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」
 - エ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」
 - オ 「領収日（又はクレジット契約日）」
 - カ 「領収印」
- ・ 領収書に訂正のある場合、大学の訂正印のないものは無効であること。
- ・ 実施主体は、大学の長が発行した領収書について、確認後、原則として認定こども園等に返却すること。但し、必要に応じて認定こども園等の了承の上で写しを取ておくこと。

2. 幼稚園教諭の保育士資格取得に伴う代替幼稚園教諭の雇上費に対する補助事業について

（1）補助の対象となる経費

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状資格取得支援事業のうち、幼稚園教諭の保育士資格取得に伴う代替幼稚園教諭の雇上費に対する補助事業（以下「代替幼稚園教諭雇上費補助事業」という。）の対象となる経費については、厚生労働省所管の保育対策支援事業費補助金における保育士資格取得支援事業「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において、保育士資格を取得する幼稚園教諭（以下「対象幼稚園教諭」という。）の代替として雇い上げた幼稚園教諭（以下「代替幼稚園教諭」という。）に係る雇上費とする。

（2）申請手続

- ・ 代替幼稚園教諭雇上費補助事業による補助を受けようとする施設は『保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援実施計画書＜代替幼稚園教諭雇上費補助事業＞』（以下「実施計画書（雇上費補助）」という。別添様式3。）を代替幼稚園教諭の雇い上げ開始日が属するする年度中に本事業の実施主体に提出すること。
- ・ 実施主体は、実施計画書（雇上費補助）の内容を確認し、代替幼稚園教諭雇上費補助事業の対象の可否を判断の上、速やかに当該施設に通知すること。

なお、実施計画書（雇上費補助）の確認にあたっては、代替幼稚園教諭が当該施設に現に勤務していることを確認すること。

（3）対象経費の支払いに係る手続

- ・ 代替幼稚園教諭雇上費は、対象幼稚園教諭が保育士資格の交付を受けた後、支払うことができる。
- ・ 実施計画書（雇上費補助）の確認を受けた施設は、対象幼稚園教諭が保育士資格の交付を受けた後に、実施主体に対して、速やかに保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援完了報告書＜代替幼稚園教諭雇上費補助事業＞（以下「完了報告書（雇上費補助）」という。別添様式4）及び次の書類を提出すること。
 - ア 代替幼稚園教諭が当該施設に勤務していたことが確認できる書類
 - イ 対象幼稚園教諭の保育士資格の写し
- ・ 実施主体は、完了報告書（雇上費補助）及び上記ア及びイに掲げる書類の内容を確認し、対象経費を支払うこと。
- ・ 代替幼稚園教諭雇上費補助事業については、当該交付年度中に対象幼稚園教諭の保育士資格が交付されない場合は、卒業することが見込まれる旨の養成施設の長による証明をもって支払うことができるものとする。この場合、認定こども園等は、保育士資格取得後、速やかにその写しを実施主体に提出することとする。

3. 留意事項

- (1) 実施主体は、提出された実施計画書（受講料等補助）及び実施計画書（雇上費補助）に基づき、事業実施期限までの間、適切に補助が行えるよう、当該期間中において補助に必要な財源を確保しておくこと。
- (2) 本事業の実施期間中において、対象施設が本事業の実施要件を満たしているかどうかの確認等に当たっては、必要に応じ市区町村と連携すること。また、本事業の適正な実施を確認するために市区町村との連携が不可欠であると実施主体が判断する場合は、市区町村を通じて対象施設に対して補助することも差し支えないが、その実施に当たっては、市区町村と十分協議すること。